

「緑の募金」記念植樹事業実施要綱

1. 趣旨

「緑の募金」の積極的な取組みと緑の重要性を普及啓発するとともに、国民参加の森林づくりを推進するため、県内全市町村で住民参加による植樹を実施する。

2. 実施方法

- (1) 市町村及び町内会（集落）等が実施主体となり、集会施設・公園等を活用して、地域住民の参加により実施する。
- (2) 植樹用苗木は緑化木として、公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会（以下「緑推」という。）から無償配布する。なお、配布緑化木の樹種・規格は、別表のとおりとする。
- (3) 植樹は可能な限り集会行事等にあわせ、普及効果があがるよう計画する。
- (4) 植栽木については、地元で十分な維持管理がなされることを条件とする。

3. 計画・申請等

- (1) 緑推は、前年度の「緑の募金」実績に基づき、市町村に配布緑化木の予算を配分し、配分金額及び配布緑化木（別表規格）の単価を文書により市町村に通知する。
- (2) 市町村は、希望する緑化木の樹種・本数を配分金額の枠内に調整し、事業計画兼申請書（様式第1号）を緑推に提出する。

4. 啓発看板等の設置

植栽木の維持管理と緑化思想の啓発を図るため、植栽施行地には、可能な限り別紙規格の啓発看板（又は標柱）の設置を行うものとする。ただし、経費は実施団体の負担となるため、強制はしないものとする。

5. 完了報告

- 市町村は、事業が完了したときは、完了日から30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、完了報告書（様式第1号）を緑推に提出する。
なお、完了報告書には、写真（植樹中・植樹後、啓発看板等）を添付する。

6. 書類の提出期限等

- (1) 配分金額の通知 緑推から市町村へ（2月下旬）
- (2) 事業計画兼申請書 市町村から緑推へ（9月5日まで）
- (3) 完了報告書 市町村から緑推へ（事業完了後30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日まで）

7. 検査について

緑推は、必要に応じて検査を行う。

8. 関係書類等について

事業にかかる関係書類等は2年間保存する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。